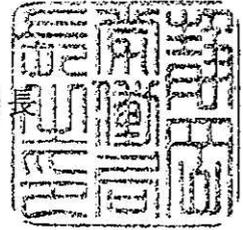


静労発基 0409 第 3 号
令和 7 年 4 月 9 日

関係団体 各位

静岡労働局長



「静岡労働局ぬかづけ運動」の継続について

貴団体におかれましては、平素より労働行政に対する御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、静岡労働局では「静岡労働局ぬかづけ運動」として、貴団体の御協力をいただきながら、事故の型別で最多となっている「転倒災害」の防止の機運の醸成に努めてまいりました。

この運動は6年を経過したこととなりますが、令和6年に発生した転倒災害は、1,144件と全災害の約4分の1を占めており、7年連続で1,000件を超えています。

令和5年度から開始した第14次労働災害防止計画においても、転倒災害防止対策はおおきな課題であり、静岡労働局におきましては引き続き、当運動を展開し、さらなる機運の醸成に努めることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、当運動の趣旨にご理解とご協力を賜り、リーフレットの配布や配架等のご配意を賜りたく、お願い申し上げます。

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/tentou.html



※ 「ぬかづけ」とは、転倒リスクの高い「ぬれた場所」「かいだん」「かたづけられていない場所」の語呂合わせで、日本転倒予防学会が提唱されているものです。

本運動における当該用語の使用については、同学会からの了解を得ています。

【担当】

静岡労働局 労働基準部 健康安全課
安全係長 須村
電 話 054-254-6314

